

令和元年第5回（12月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
議案第138号	宝塚市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	11月28日
議案第139号	宝塚市廃棄物の適正処理、減量及び再利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第140号	宝塚市立小浜工房館条例を廃止する条例の制定について	可決 (賛成多数)	
議案第141号	宝塚市農業共済条例を廃止する条例の制定について	可決 (賛成多数)	
議案第143号	工事請負契約（宝塚文化芸術センター庭園整備工事（その3））の変更について	可決 (全員一致)	12月16日
議案第145号	市道路線の認定について	可決 (全員一致)	11月28日
議案第146号	市道路線の全部廃止について	可決 (全員一致)	

審査の状況

① 令和元年11月25日（議案審査）

・出席委員 ◎岩佐 まさし ○たぶち 静子 池田 光隆 石倉 加代子
江原 和明 大島 淡紅子 北山 照昭 田中 大志朗

② 令和元年11月28日（議案審査）

・出席委員 ◎岩佐 まさし ○たぶち 静子 池田 光隆 石倉 加代子
江原 和明 大島 淡紅子 北山 照昭 田中 大志朗

③ 令和元年12月16日（議案審査）

・出席委員 ◎岩佐 まさし ○たぶち 静子 池田 光隆 石倉 加代子
江原 和明 大島 淡紅子 北山 照昭 田中 大志朗

④ 令和元年12月17日（委員会報告書協議）

・出席委員 ◎岩佐 まさし ○たぶち 静子 池田 光隆 石倉 加代子
江原 和明 大島 淡紅子 北山 照昭 田中 大志朗

（◎は委員長、○は副委員長）

令和元年第5回（12月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名 議案第138号 宝塚市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案の概要 道路構造令の一部改正により、自転車通行帯の設置要件が設けられたことなどに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。
論 点 なし <質疑の概要> 問1 現在、市内の道路で縁石線等の工作物で区分する自転車道をつくる計画はないが、仮に自転車道をつくる場合、高砂市の県道高砂北条線のように自転車道を道路と分け対面通行する形にし、路面着色もすると、片側通行の自転車通行帯よりも安全面が確保されるように思うが、同じような形で検討できないか。 答1 現状、本市にはそういった自転車道は現存せず、県内においても限られたところにしかない。兵庫県の整備計画では自転車道のベンガラ着色舗装が想定されており、自転車道を設置するなら県と同様のベンガラ着色舗装を検討する。 問2 市内では今後自転車通行帯の設置が進められていくと思うが、標識はどれくらいの距離間で設置するのか。 答2 自転車の通行規制は道路交通法で規定されることであるため、警察の所管となっており、警察と協議することになる。 問3 現在、県道生瀬門戸荘線で自転車通行帯が設置されているが、その上に自動車が停まっていたり、バイクが通行したりすることがよくあり、危険である。事故の状況は。 答3 宝塚警察署からの情報によると、昨年1年間で自転車による事故は9件発生している。そのうち、小林4丁目北交差点から阪神競馬場西交差点までの区間で自転車対車の事故が6件、自転車対二輪車の事故が2件、消防本部前交差点から小林4丁目北交差点までの区間で自転車対車の事故が1件ということである。 問4 その区間は自転車歩行者道であり、歩道の幅が広く、これまで自転車が歩道を走っていた。自転車通行帯を設置したことでかえって事故がふえたのではないか。 答4 自転車専用通行帯は歩道における人の安全性を確保するため、自転車歩行者道において、車両である自転車を本来の車道へ下ろすものである。ただ、単に下ろすだけでは問題があるため、専用通行帯によりほかの交通と極力遮断しながら自転車の通行スペースを確保するということである。実数の把握はできていないが、人対自

転車の事故は減少する傾向である。

問5 今回の条例改正で、設計速度が時速 60 キロメートル以上の、自転車道を設置できる可能性のある道路は市内にどれだけあるのか。

答5 設計速度が時速 60 キロメートル以上の道路は、市道では宝塚池田線の 1 路線である。全幅 24 メートルで歩道は植栽帯を入れて 4 メートル強であるが、自転車レーンを設置すると植栽帯はなくなり、歩道も 2 メートルとなり、本来確保すべき歩道幅員を割ってしまう。道路を拡幅して自転車道を設置するかどうかという検討が必要になるため、車両、歩行者、自転車それぞれの交通量を勘案しての慎重な検討を要する。

問6 委員会資料では自転車専用通行帯と車道混在の道路延長の合計が 5.9 キロメートルだが、自転車ネットワーク計画は 8.8 キロメートルではなかったか。

答6 自転車ネットワーク計画では今後優先すべき整備路線について県道を含み 8.8 キロメートルとした。市道については 5.9 キロメートルである。

問7 今回の条例改正は自転車通行帯を条例上位置づけるものであるが、市や警察にお願いしたいのは、自転車というものが軽車両であるという市民の意識づけである。左側通行や信号を守らず、逆走も多い。原因は、法令を学ぶ場所がなく、自転車を軽車両と知らないことであるので、自転車通行帯だけをつくっても意味がない。警察とも協議し、自転車の安全教室等をもっと実施しないといけない。今回の条例化に伴い、自転車マナーの普及についての計画はあるか。

答7 市の第 10 次交通安全計画においても重要課題が自転車交通のマナー向上や安全性向上である。対策としては、自転車に乗っている人の安全対策ももちろんのこと、自転車のマナー向上、例えば自転車保険への加入徹底やルールを徹底して示す計画になっている。そうした機会の頻度は上げているが、まだまだ周知徹底されていないため、努力していかなければならないと考えている。

問8 今回の条例改正は宝塚市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部改正であるが、宝塚市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の中でも自転車歩行者道を設けるという規定がある。今回の法改正に関連する部分は改正する必要があるのではないか。

答8 本市において十分自転車専用レーンを設けられるかどうか、またその道路も限られている状況であるので、自転車歩行者道は一定生かしながらも、自転車通行帯を設けようという方向に転換しているところであるため、その状況を十分踏まえて条例や施策を考えていきたい。

自由討議 なし

討 論	なし
審 査 結 果	可決 (全員一致)

令和元年第5回（12月）定例会 産業建設常任委員会報告書

<p>議案番号及び議案名</p> <p>議案第139号 宝塚市廃棄物の適正処理、減量及び再利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p>
<p>議案の概要</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、一般廃棄物処理施設の設置及び変更に係る届出に際し、市が実施した生活環境影響調査の結果を記載した書類の縦覧、及び利害関係者からの意見書の提出方法について必要な事項を定めるため、条例の一部を改正しようとするもの。</p>
<p>論 点 なし</p> <p><質疑の概要></p> <p>問1 生活環境影響評価は市が自前で実施できるものか。それとも県等どこかの機関が評価するものなのか。または市がどこかの民間会社に委託するものなのか。</p> <p>答1 既に民間の事業所に委託している。生活環境影響評価についてはどういう調査をしてどういう評価をするかというガイドラインが国から示されており、それに沿って実施する。四季それぞれに状況の調査をし、今は夏と秋の調査が終わったところである。</p> <p>問2 委託先から提出されたものを、市が独自に評価できる能力はあるか。</p> <p>答2 例えば、大気であれば窒素酸化物が分布して出ていく濃度が等高線のような形であらわされており、ガイドラインに基づき出てきた評価書を見て、環境への影響があるかないかを市が評価していくことになる。今回の条例改正によって、それについての縦覧をし、意見をいただくことになる。</p> <p>問3 四季それぞれの評価が終わるのは、来年のいつごろか。それからの縦覧はいつになる予定なのか。</p> <p>答3 今の予定では、最終の春の現状調査が終わるのが来年の四、五月ぐらいまでかけて調査し、秋を目指して準備書面をつくる予定であり、縦覧はそれ以降になる。</p>
<p>自由討議 なし</p>
<p>討 論 なし</p>
<p>審査結果 可決（全員一致）</p>

議案番号及び議案名

議案第140号 宝塚市立小浜工房館条例を廃止する条例の制定について

議案の概要

平成28年4月から休館している小浜工房館について、用途廃止を行うため、条例を廃止しようとするもの。

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 小浜工房館運営委員会から多くの団体が抜け、小浜の街並みを愛する会だけになっているが、この団体だけでは指定管理者としてふさわしくないということか。

答1 地域全体の総意と協働を前提として進めていくことが、工房館の管理運営方針である。一部の団体であっても周りのコミュニティとの対立がなければ管理運営が可能であるとするが、地域全体の総意と協働が遂行できていなかったためである。

問2 小浜工房館の設置に当たって国の補助金を活用しているが、施設の廃止に当たって補助金の返還は発生しないのか。

答2 国土交通省に確認したところ、施設の目的が変わっても、公共施設であるとともに小浜の街並みを形成する建物を引き続き使用する限り、補助金の返還はしなくてもよいとのことである。

問3 小浜の街並みを愛する会として、市の方針を理解したということか。

答3 小浜の街並みを愛する会のメンバーで情報を共有し、一定の理解をしたと聞いている。

問4 旧山田邸から残っている歴史的価値のあるものはあるか。

答4 井戸とタイサンボクの木が残っており、今後も引き続き残していきたいと考えている。

問5 工房館の目的である小浜が大工のまちであったという歴史の引き継ぎや、産業として伝承していく事業は、今後どのように行うのか。

答5 大工のまち小浜組があったことは、当時ののぼりや工具が小浜宿資料館にあり、歴史の伝承は今後も小浜宿資料館で対応していけると考えている。また、開館していたときには木工やクラフト教室等の事業や地域の案内などはしていたが、産業の伝承までは対応していなかった。

問6 寸断されてしまったコミュニティの再生についての市の取り組みは。

<p>答6 現状は市としても好ましくないが、行政が行うことは仲裁ではないと考えている。地域では、まちづくり計画の策定にも取り組み、地域の事業にも取り組んでいる。そのような事業を行う中で、郷土愛が高まればよいと思っており、続けていくしかないと考えている。</p> <p>問7 11月に地域の各団体に工房館の廃止について理解を求めているが、各団体の理解は得られたのか。</p> <p>答7 次の展開のための工房館廃止ということで、おおむね理解された。</p> <p>問8 条例廃止ありきで進めるのではなく、廃止後の次の展開は考えているのか。</p> <p>答8 11月19日付で庁内での希望調査を行っており、小浜の街並み形成を継続していくような利活用を検討したい。</p> <p>問9 地域の合意形成はとれているのか。</p> <p>答9 今後、利活用案ができたときに丁寧に説明するとしており、市の考え方を地元へ伝え議論することになるが、さまざまな意見が出されるものと覚悟している。どのような施設がよいか地域と協議していく。合意形成は簡単ではない。</p> <p>問10 工房館閉館中の管理費用は幾らか。</p> <p>答10 年間約72万円、本年度末までの4年間で約290万円となる。</p> <p>問11 先が見えないが、廃止後、利活用までどれくらいかかる見込みか。</p> <p>答11 いろいろな事情があって一旦廃止したいと提案したもの。次の利活用のことは大事だが、いずれにしても公共施設は残り、この施設はもともと景観形成の拠点施設でもある。また、小浜という地域は大事にしないといけない。この小さなまちの中にすべてがまとまった、今ではまねのできないまちであるという学者もおり、早急に協議していきたい。一旦は廃止して、次に向かって進みたいという提案である。</p>
<p>継続の動議 委員から慎重審査のため閉会中の継続審査の申し出があり、継続審査について採決を行った。 継続審査は否決（賛成少数 賛成3人、反対4人）</p>
<p>自由討議 なし</p>
<p>討 論 (反対討論)</p> <p>討論1 地域の合意がなければ、次の展開に進められない。協議はしてきたと言うが、この提案の直前にしかしていない。地域の理解を得ないと次に進めないことであるため反対する。</p>

(賛成討論)

討論2 地域との関係、地域の思いを酌んで、誰もが納得するような施設に転用するのはそれほど先ではないと期待して賛成する。

審査結果 可決 (賛成多数 賛成6人、反対1人)

議案番号及び議案名

議案第141号 宝塚市農業共済条例を廃止する条例の制定について

議案の概要

県下で農業共済事業を行う26の市町及び一部事務組合が、平成31年4月22日に締結した「兵庫県農業共済組合設立に関する覚書」に基づき、令和2年度から、新たに設立される兵庫県農業共済組合へ、本市の農業共済事業及び財産を引き継ぐことに伴い、条例を廃止しようとするもの。

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 1県1組合化という方向だが、現在農業共済に加入している当事者、契約者にとって想定されるメリット、デメリットは。

答1 メリットとしては、共済保険の母集団の規模が大きくなることで、引き受けできる共済の種類がふえたり、安定的な共済事業運営が可能になったりすることなどが挙げられる。デメリットとしては、窓口が各自治体から新組合事務所になることで遠くなることなどがある。

問2 農業共済の仕組みが変わることで、契約者は自動的に加入した状態のままになるのか、それとも新たに契約し直すのか。

答2 現在、市が実施している農業共済について特段の加入手続は必要がない。新しくできる兵庫県農業共済組合は民営の組織になるので、組合員となる申し込みは必要となるが、その他の制度はそのまま引き継がれることになる。

問3 各市町村において事故発生時の補償や農業共済契約時の条件に違いはあったか。

答3 事故発生時の共済金の支払いについては、農業保険法に従って実施しているため各市町村で違いはない。一方、共済掛金は過去の事故発生率によって定めており、各市町等の事故発生率に応じた掛金率が設定されているため、違いがあるが、1県1組合化により、将来的には県下一律となる。

問4 市内の現地調査は三田市の阪神事務所が行うこととなると、市が現地調査をするよりも時間を要するのではないか。なぜメリットがあると言えるのか。

答4 農業者が他市町に圃場や園芸施設等を所有している場合、現地調査は引受者である住所地の市町等が行うため確認に時間を要していたが、1県1組合化後は県内20カ所の各事務所が管内の現地調査を行うため市町区域を超えた現地調査もスムーズになり、メリットがあるとしている。

問 5 県内 20 カ所の事務所のうち、本市が属する阪神事務所の管轄はどこか。

答 5 阪神 7 市 1 町で、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、川西市、三田市、宝塚市及び猪名川町である。

問 6 農業共済事業費特別会計も廃止をしていくが、市の一般会計との間にお金の出し入れはなかったのか。

答 6 共済金については、農業者からと国からの掛金で収入とし、市からの拠出はない。しかし、人件費と事務費は一般会計からの繰り入れがあり、それは 2020 年 4 月からはなくなる。

問 7 本市では実施していなかった果樹共済（なし）や畑作物共済（そば・大豆）等の共済事業にも加入が可能になるとのことだが、現在栽培している農家はあるのか。

答 7 現在、作付が確認できているところはない。

問 8 農業共済が県で一本化されたら、それらの作物を栽培する農家はあるのか。

答 8 農家の意向までは確認できていないが、県下全域で今まで各市町等が実施していた品目は引受可能になる。

問 9 新組合の阪神事務所の職員体制は、阪神 7 市 1 町と管轄が広範囲にもかかわらず 8 人ということだが、足りないのではないか。全市町から職員が派遣されるのか。また、現在宝塚市で農業共済に携わっている職員は何人か。

答 9 本来、新組合ができれば新組合の職員で行うべきだが、職員数が足りていないため、当分の間、阪神間で加入する 7 市 1 町から派遣することになる。現在本市で農業共済に従事している職員数は実質的には 1.7 人程度と見ている。

問 10 現在でも 2 名近い職員が農業共済に携わっているのに、さらに対象が 7 市 1 町と広範囲になるときめ細かい対応ができなくなる。今まで強制加入だった農業共済が任意加入となり、共済離れ、農業離れにもつながっている。県内で共済掛金も統一されるとのことだが、今のところ本市において共済掛金は年々ふえているのか、減っているのか。

答 10 農業共済の勘定ごとの決算では、平成 29 年度と比較し、平成 30 年度は農作物共済と園芸施設共済は下がり、家畜共済は上がっている。

自由討議 なし

討 論

(反対討論)

討論 1 身近にあった農家と距離を置くと、農家離れも気になる。他市から阪神事務所

に派遣された職員が災害発生時に宝塚の被害状況を現地確認するのもスムーズにはいかない。農業共済掛金の値上げの可能性もある。市の担当課の職員減少も気になる。農家にとっては将来的に不安が募るばかりであるため、反対する。

審査結果 可決（賛成多数 賛成5人、反対2人）

議案番号及び議案名

議案第143号 工事請負契約（宝塚文化芸術センター庭園整備工事（その3））の変更について

議案の概要

宝塚文化芸術センター庭園に係る工事請負契約のうち、宝塚ガーデンフィールズ時代の素材を再利用した石材や修景設備の欄干などに係る工事の変更を行うことから、契約金額を変更しようとするもの。

契約金額 1億9,937万8,520円（2,338万8,200円の増額）

----- 11月28日の審査概要 -----

論 点 整備計画・工事請負契約に関するもの

<質疑の概要>

問1 水の流れの状況だが、本当にうまく排水ができるのか。ガーデンフィールズ時代よりもかけ流しの水の量は多い。その水がしみ込んでいって、建物や近隣に影響を与えることはないか。

答1 水の流れについては、井戸水をくみ上げ、貯水槽にため、それをせせらぎへ流し、最終的には親水池にかけ流しの形で、敷地の一番南にある東西に流れる雨水幹線に落として排水を場外へ出す経路を計画している。せせらぎは水が漏れないよう止水対策を講じており、水が敷地内にしみ込むことはない。

問2 水量が必要量より少なかったためもう1つ井戸を掘るとのことだが、貯水槽に一旦ためるということは、今までと同量程度の水を流すのか。またその水量を見越した排水が可能なのか。井戸水については将来的に大丈夫な水源なのか。

答2 せせらぎの再生に向け、自然な川の流れを再現するため、分当たり0.15立米の水を流す予定で、そのために必要な水量を確保する。また、下流で水利組合が井戸を利用しているため、協議し、一定量の水が流れることも了解を得ている。1回目のさく井（せい）に伴い調査したところ、水量は少し少なかったが、水質は良好であったため大丈夫と見ている。

問3 今回の工事にはさく井工が入っているが、阪急電鉄からガーデンフィールズの引き継ぎを受けたときは、井戸水は必要量が出るということだったのか。

答3 引き継ぎの段階で井戸水が出る、出ないということはなく、1970年代に阪急電鉄が井戸を掘ったデータがあり、それをもとに試掘を行い、水質や水源の位置を確認している。1本目の井戸では地下12メートルの位置で水量、水質を確認したが、想定よりも水量が少なかった。また地下30メートルの範囲内で粘土層がデータより確認されており、1本目よりさらに下の次の層における水源の確保が可能と考え

るため、2本目のさく井を行いたい。

問4 もともと日本でも一番古い温室があり、残してほしいとの声があったが、難しいということで、何か趣のあるものや遺構を残す意味で、欄干を残すということを市はずっと説明してきた。その前提で、前回、工事請負契約も議決した。ところが、今回、それがほとんど残らないことをどう考えるのか。

答4 ガーデンフィールズやその前の宝塚植物園の跡地としての記憶継承のため、欄干を位置づけて残そうとした。欄干がつくられた昭和3年から90年近く経過しており、何らかの補修を加えてでも残していこうと考えていたが、実際、欄干地覆・手すり及び欄干柵柱は鉄筋の腐食が進行し、欄干親柱は鉄筋が十分配置されておらずコンクリートの劣化が進み、れんが等異物の混入もあった。そのため、補修して存置するには安全性に課題があった。そこで、欄干自身は使用できないので、欄干の植木鉢とレリーフは再利用して、デザインは極力忠実に再現し、過去の景観を継承していこうと考えている。

問5 工事請負契約締結前に、事前調査は全くやっていなかったのか。一番大事なものが残らない。今になって、こうしたことになるのは、遺構を残してほしいという多くの人の思いを裏切ることになる。議会としても市民にどう説明すればいいのか。

答5 この事業設計の大事なコンセプトは記憶の継承であり、池や緑、地形を極力残すこと、中でも遺構は目玉であった。大変厳しい状況ではあるがなんとか工夫して残すとして基本設計を終え、その上で事業計画を実施してきた。しかし、配筋の腐食や不足については想定外で、破壊して内部を確認することができていなかったため今回の設計変更となった。本来どうしても残したいということで残念な思いであるが、欄干は似せた形で再現し、実物の欄干の親柱は門柱として、新しい使い方で最大限残す努力をするよう提案している。

問6 破壊検査をしなくても、非破壊検査でも調査はできる。それをなぜしなかったのか。90年たっているのも傷んでいるのもわかっていたはず。欄干を残すという説明であったから、工事請負契約にも賛成した。途中で設計変更し、増額というのは納得できないが。

答6 御指摘についてはそのとおりで、設計変更についてはよほど突発的なことでないと認められないと認識している。しかし、安全面等についてはやむを得ず、今回は契約変更するしかないと提案している。御指摘の問題は市として十分受けとめ、担当としてもやっていかないといけないと考えている。

問7 工事請負契約は議会で議決した事項である。今回の設計変更について、議案上程前に議会へ説明はあったか。この問題がわかったのはいつか。

答7 欄干を設置する前に、補修方法を検討する段階が9月になり、その時点で破壊検

査を実施し、今のまま欄干を残すのは無理だとわかった。もっと前に仕様を検討し切って状態を把握するべきであった。わかった段階で市民や議会に説明するべきであったと反省している。

問8 破壊して検査したのではもとに戻せない。工事請負契約上、移設が前提ならば、なぜ欄干を破壊したのか。

答8 もともと欄干の親柱は6基、柵は5径間だったが、移設するのはそれぞれ5基、4径間であったため、不用となる親柱1基、柵1径間を破壊して検査した。

問9 第一線で研究している各分野の専門家の意見を聞くなど、欄干を保存する努力はしたのか。

答9 コンクリートを扱う土木職として、欄干については構造的に大きな欠陥があると判断した。研究者などの専門家の意見聴取はしていない。

自由討議

委員A 専門家の意見を聞くということも再検討した上で、きょうはこれ以上議論しても答弁ができないので、ここまでにしたい。議決する限りはきちんと議論しないと議会として悔いを残す。

委員B 委員Aの意見に賛成なので、きょう、急いで議決しなくてもいいと考えている。

委員C 今回の工事請負契約変更の議案が提出されたことはショックだった。なぜわかった段階で議会への事前説明がなかったのか。市立文化芸術センター及び庭園事業については当初から副市長が市を挙げて、一丸となって取り組むので議会も協力してほしいと言ってきた。工事も進んでおり、議決は必要だと思うが、日程的にはどうか。

委員D 専門家に聞くということだが、どういった専門家を想定しているか。

委員A 専門家については担当部局が考えること。最も重要なポイントを変更するのならその前提でもっといろんな手だてを検討し説明をもらわないと理解できない。

委員C 検討の結果、再利用が可能となった場合、安全性を重視した上で欄干を利用するなら、また新たな財政負担が発生するのではないか。

委員A 欄干がもとの面影を残す唯一の貴重なものだとして議決した。移設でも費用が必要なのはわかっていたこと。それでも象徴として構造物を残そうということで決めた。費用をできるだけ抑える努力は必要だが、何でもよいというわけではな

い。市の提案に議会も賛同し、歴史の象徴として欄干をそのまま残すことに決めた。その上に立って、いろいろな方策を考えるうちの一つ。本来なら、10月の時点で議会に報告し、議論していろいろな方策を検討すればよかった。今からできることは、少なくとも検討してほしい。

委員C 10月16日に議会が視察見学した時点でわかっていたはず。報告がなかったことは議会軽視と思うが、欄干を残すことで新たな財政負担が発生することについてはどう考えるか。

委員E 例えば12月定例会の会期の最終まで議決せず時間の猶予をおいたところで、この工事についてはあらゆる可能性を検討した上で議案が上程されているのではないのか。もっとほかに工事の方法は考えられるのか。ほかのやり方があるのなら、一度議案を取り下げてまた新たに提出してもらうことになるのでは。

委員B 当局側は策を尽くしたと言うが、委員Aはそうではないという意見である。そこは考えるべきではないか。もともと報告するべきものを報告していない。

委員F 今までにもこうした議論はあった。当局の報告を受けて、議決としてどうするのかということ議論するタイミングがあるかどうかということ。議員は情報ももらい、判断し、議決しないといけない。いろんな検討をした結果を各議員が判断して決めればよい。少し時間を置いたほうがよいのではないか。

----- 12月16日の審査概要 -----

<欄干移設に関する専門家の意見を踏まえた対応方針>

「旧宝塚植物園時代から設置されていた欄干と水辺の再生に当たり、既存欄干の老朽度を踏まえた欄干移設に関する専門家の意見」を求めることにつき、庭園整備基本設計・実施設計策定業務事業者及び基本設計策定に係る有識者等検討会委員に意見を求め、今後の対応方針を次のとおりとした。

「欄干の新設及び遺構モニュメント2基の設置を行った上で、専門家の意見を踏まえ、新設欄干前のれんが舗装スペースを囲む形で親柱3基の設置を検討する。」

<質疑の概要>

問10 欄干のレリーフの部分も当時のものを使うのか。

答10 レリーフ部分もそのまま新たな欄干に設置したいと考えている。

問11 再利用する植木鉢は親柱と同様にコンクリートのモルタル吹きつけとなっているが、強度、耐久性は大丈夫なのか。

答11 経年劣化により耐久性の面で課題があるが、植木鉢に直接荷重はかからず、ま

た親柱と一体性を保つように設置するため構造的な問題は解消され则认为している。

問 1 2 工事請負金額の増額に関し変更はあるか。

答 1 2 現在、工事請負の仮契約は済んでいるため、その仮契約の金額で今回議案を提出している。

問 1 3 新たな欄干の上に載せる植木鉢はもともとあったものか、新しく作りかえるものか。

答 1 3 もともとあった植木鉢を新しい欄干の上に設置しようと考えている。

自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

令和元年第5回（12月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名 議案第145号 市道路線の認定について 議案第146号 市道路線の全部廃止について
議案の概要 (議案第145号) 都市計画法に基づく土地の帰属により新規認定をしようとするもの。 (議案第146号) 現状、道路として供用されていない路線について、全部廃止しようとするもの。
論 点 なし <質疑の概要> 問1 丁字にくっついている道路を市道4525号線と4526号線の2本に分けた理由は。 答1 この開発区域だけで完了する道路であれば一つの路線とすることになるが、現在、隣地で開発構想届が出ており、4526号線については道路の延長が想定されるため、2本の新規路線としたものである。
自由討議 なし
討 論 なし
審査結果 議案第145号 可決（全員一致） 議案第146号 可決（全員一致）